

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

基礎年金に係る国庫負担割合について、平成二十三年度において財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計から一般会計への特例的な繰入金並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫への特例的な納付金を活用した財源の確保により二分の一とする等のため、所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 国庫は、平成二十三年度については、三分の一に千分の三十二を加えた率（二において「三十六・五パーセント」という。）の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計から一般会計への特例的な繰入金並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫への特例的な納付金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとする。こと。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法

律第四百四号）附則第十四条の二関係）

二 特定年度（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革（以下「税制の抜本的な改革」という。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度として、別に法律で定めるものをいう。以下同じ。）の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度について、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。こと。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十六条の二第一項関係）

三 保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、次に掲げる事項を行うこと。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第一項、第十四条第一項及び第十六条の二第二項関係）

1 平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずること。

2 平成二十四年四月からの期間に係る保険料免除期間について、1と同様に取り扱われるよう、必要

な法制上の措置を講ずるものとする。

第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

国家公務員共済組合制度について、第二の一及び二の改正に準じた改正を行うこと。（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十号）附則第八条の二及び第八条の三関係）

第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

私立学校教職員共済制度について、第二の一及び二の改正に準じた改正を行うこと。（私立学校教職員

共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）附則第二条の二及び第二条の三関係）

第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

地方公務員共済組合制度について、第二の一及び二の改正に準じた改正を行うこと。（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号）附則第八条の二及び第八条の三関係）

第六 附則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。